平成　　年　　月　　日

従業員の皆様へ

労働者の過半数代表者の選任について

　　　　　株式会社における労働基準法その他の法令に基づく「労働者の過半数を代表する者」（以下「従業員代表」という。）を選出するにあたり、下記の方法により選出いたします。

従業員代表の役割

1. 時間外労働・休日労働に関する協定の締結（労基法第３６条）
2. １年単位の変形労働時間制協定の締結（労基法第３２条の４）
3. 就業規則を作成・変更する場合の意見の聴取、意見書の添付（労基法第９０条）
4. 賃金控除協定の締結（労基法第２４条但し書）
5. 年次有給休暇の計画的付与に関する協定の締結（労基法第３９条）
6. 時間単位の年次有給休暇の実施に関する協定の締結（労基法第３９条）
7. 育児・介護休業に関する協定の締結（育児介護休業法第６条）
8. その他労働基準法その他の法令に基づく「労働者の過半数を代表する者」としての任務

選出方法

1. 従業員代表の選出は、原則として立候補者に対する選挙によって決定することとし、毎年　　月　　日から　　月　　日までの間に、立候補者を募集します。
2. 上記の立候補者なきときには、毎年　　月　　日から　　月　　日までの間に、各事業所にあらかじめ会社が推薦する従業員代表候補に対して回覧による信任によって選出します。
3. 従業員代表の候補者は、管理監督者でない者でなければなりません。

以上

平成　　年　　月　　日

従業員の皆様へ

労働者の過半数代表者の選任結果について

　　　　　株式会社における労働基準法その他の法令に基づく「労働者の過半数を代表する者」につき、立候補者を募集しましたが、応募がありませんでした。

そこで会社が推薦する方として下記の方を従業員代表候補として回覧したところ、異議の申出はなく、当事業所における従業員代表として決定いたしました。

記

従業員の過半数代表者